

## 一級小型整備士「筆記」試験の有効（免除）期間について

**検定筆記試験**・・・筆記試験に合格し口述試験に不合格になった者に対しては、その**筆記試験の日から**2年以内に行われる同一種類の技能検定に係る筆記試験を免除する。（自動車整備士技能検定規則第6条3）

**登録筆記試験**・・・合格日（例年:受験日の翌日）から**2年に達した日の属する月の末日までに行われる同一種類の筆記試験を免除する。**

（H17.5.20 改正 登録試験事務規程第5条 要約）

### 一級筆記試験免除期日一覧

種類	筆記試験日	免除最終日
登録	H17. 3. 20	<b>H19. 3. 31</b>
検定	H17. 11. 30	H19. 11. 30
登録	H18. 3. 26	<b>H20. 3. 31</b>
検定	H18. 12. 1	H20. 12. 1

## 一級小型整備士「口述」試験の有効（免除）期間について

**検定口述試験**・・・学科試験（筆記・口述）に合格し実技試験に不合格になった者に対しては、その**実技試験の日から**2年以内に行われる同一種類の技能検定に係る学科試験を免除する。

（自動車整備士技能検定規則第6条5）

**登録口述試験**・・・合格日（例年:受験日の翌日）から**技能検定（全部免除）の申請の日までに2年を経過しない者**で技能検定（全部免除）を受けるもの。

（自動車整備士技能検定規則第6条6 要約）

### 一級学科（口述）試験免除期日

種類	口述試験日	実技試験	免除最終日
登録	H17. 5. 8		H19. 5. 8
検定	H18. 1. 15	2. 26	H20. 2. 26
登録	H18. 5. 14		H20. 5. 14
検定	H19. 1. 14	2. 25	H21. 2. 25
登録	H19. 5. 13		